

件名	愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例																
主管課	公営企業管理局総務課																
根拠法令等	医療法第70条、医療法施行令第5条の11																
【改正の概要】																	
1 概要																	
○県立今治病院の診療科目の追加 心臓血管外科を追加																	
四国中央市の設置に伴う公営企業事業所の名称及び位置の改正																	
・伊予三島市又は川之江市に所在する公営企業事業所の位置（市名）を四国中央市に変更																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置（旧）</th> <th>位置（新）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県銅山川第一発電所</td> <td>伊予三島市</td> <td>四国中央市</td> </tr> <tr> <td>愛媛県銅山川第二発電所</td> <td>同</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>愛媛県銅山川第三発電所</td> <td>川之江市</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>愛媛県富郷発電所</td> <td>伊予三島市</td> <td>同</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置（旧）	位置（新）	愛媛県銅山川第一発電所	伊予三島市	四国中央市	愛媛県銅山川第二発電所	同	同	愛媛県銅山川第三発電所	川之江市	同	愛媛県富郷発電所	伊予三島市	同
名称	位置（旧）	位置（新）															
愛媛県銅山川第一発電所	伊予三島市	四国中央市															
愛媛県銅山川第二発電所	同	同															
愛媛県銅山川第三発電所	川之江市	同															
愛媛県富郷発電所	伊予三島市	同															
・県立伊予三島病院の名称変更 県立伊予三島病院 県立三島病院 （既に四国中央病院が存在しているため）																	
2 改正理由																	
<ul style="list-style-type: none"> 新たに心臓血管外科を設置することにより、診療機能を高度化し、緊急性の高い心疾患に対応するため。 宇摩地域の4市町村（川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村）が平成16年4月1日に合併し、その区域をもって四国中央市が設置されるため。 																	
施行日	平成16年4月1日																
【その他参考事項】																	